

相手国政府・ 相手国国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (勅発日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ブルキナファソ	ブルキナファソ政府に対する贈与に関する日本国政府とブルキナファソ政府との間の交換公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入	300,000千円 -----	2019.10.14 ワガドゥ グーで (同日)	日本側 池崎保在ブルキナ ファソ大使 ブルキナファソ側 ア・バリー外務・協力大 臣	2019.11.13 205号
ブルキナファソ	食糧援助に関する日本国政府とブルキナファソ政府との間の交換公文	食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入	300,000千円 -----	2019.10.14 ワガドゥ グーで (同日)	日本側 池崎保在ブルキナ ファソ大使 ブルキナファソ側 ア・バリー外務・協力大 臣	2019.11.13 206号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限については、定めないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、○年△月□日を○.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。